

## 重要事項説明書（居宅介護支援）

### 1 当法人の概要

名 称	株式会社 日立製作所
代表者名	執行役社長 徳永 俊昭
所在地	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号
電話	03-3258-1111（代表）
業務の概要	介護保険法に基づく居宅介護支援等

### 2 事業所の概要

名 称	ひたちなか総合病院介護サポートセンター
所在地	茨城県ひたちなか市石川町20番1 029-354-6759 (029-354-6773)
事業所指定番号	0872100730
管理者	鈴木 佳子
サービス提供地域	ひたちなか市

### 3 事業所の職員体制等

管理者	1名（兼務）
介護支援専門員	2名（専従）

### 4 営業時間

営業日	月曜日から金曜日 (ひたちなか総合病院の定める営業日と同様)
営業時間	午前8時15分から午後4時30分

### 5 目的及び運営の方針

#### 1) ひたちなか総合病院介護サポートセンターの目的

要介護状態にある高齢者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とします。

#### 2) 運営の方針

- (1) 利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができますように配慮して行います。
- (2) 利用者の心身の状況、そのおかれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、選定された保健医療福祉・介護・障害サービスが、総合的かつ効率的に提供されるように配慮いたします。
- (3) 居宅介護支援サービスの提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供される介護サービス等が特定の種類又は特定の介護サービス事業者に不当に偏ることがないよう、公平・中立に行ってまいります。事業の運営にあたっては、市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設等々との連携に努めてまいります。

## 6 居宅介護支援の流れ

### 1) 居宅介護支援業務の説明

### 2) 居宅介護支援事業所との契約

契約は、介護保険サービスのご利用について介護保険を申請して介護認定の調査を受けていることを確認してからとなりますので予めご了承ください。

### 3) 居宅介護支援サービスの開始

#### (1) 個別アセスメント（生立ち等含めて詳細をお伺いさせていただきます。個人情報取り扱いには十分に配慮をいたしますのでご了解ください。）

課題分析（課題分析に使用するツールは全国社会福祉協議会版）

#### (2) サービス計画（ケアプラン）の作成

#### (3) 多職種の意見調整の場としてのサービス担当者会議の開催

#### (4) 介護サービスの利用

#### (5) モニタリング

#### (6) サービス計画（ケアプラン）変更等

（1）～（6）の繰返しになります

#### (7) 要介護認定の申請に係る援助

#### (8) 介護保健施設等の紹介

## 7 公正中立なケアマネジメントの提供

事業所は、ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所を紹介した上で、利用者及びご家族により居宅サービス事業所を選択していただきます。（当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は介護支援専門員にご確認ください。）その場合、その位置付けた事業所の選定理由をきちんと説明し、ご了解をいただきます。ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、運営基準に沿った適切な居宅介護支援を提供します。

## 8 サービス利用料及び利用者負担金

### 1) 居宅介護支援の提供において、利用者と居宅介護支援事業所間では金銭の発生はありません。ただし、以下に該当する場合は実費を徴収させていただきます。

### 2) 通常のサービス提供地域を越えて行う指定居宅介護支援に要する交通費

ひたちなか市内を越えた所から目的地（ご自宅）までの往復距離

（1 kmにつき50円）

### 3) 営業時間外の面談、契約等を行う場合、その実費額を徴収します。

実費額は、30分毎に1,000円を徴収させていただきます。実費請求に関しては、面談等を行った翌月の10日前後に請求書を発行させていただきます。

## 9 相談窓口、苦情対応

### 1) ひたちなか総合病院介護サポートセンター

提供しているサービス、施設入所、職員の対応、ケアプランの内容等相談・苦情

担当者 鈴木佳子

連絡先 茨城県ひたちなか市石川町20番1

（電話）029-354-5111（代表）内線2801

（直通）029-354-6759

### 2) ひたちなか市 福祉部 介護保険課 029-273-0111

介護保険料や要介護認定等の介護保険制度全般の相談、苦情（ひたちなか市公式ホームページより）

## 10 秘密保持

利用者やその家族の個人情報や介護サービスの提供以外の目的では原則として使用いたしません。サービス担当者会議などで利用者やその家族の個人情報を使用する場合は、利用者およびその家族の同意を得ることといたします。

## 11 事故発生時の対応

- 1) 利用者に対して居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者のご家族、関係市町村窓口、必要に応じて主治医等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 2) 事故発生により何らかの処置を必要とする場合は、ご家族と相談し、適切に病院受診ができませんように手配致します。
- 3) 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。

## 12 主治の医師及び医療機関等との連携

居宅介護支援事業所と入院先医療機関との連携がスムーズに図れるよう、利用者が入院した場合には、担当ケアマネジャーの氏名及び連絡先を入院先の医療機関に伝えてください。利用をしている事業所から伝達を受けている利用者の状況や服薬状況、モニタリングの際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状態について主治医に必要な情報伝達を行いますので予めご了解ください。

また、退院後早期に介護保険のリハビリテーションが必要な場合には、早急に始めることを可能にする観点から、退院の場合には「主治の医師等」に入院中の医療機関の医師からの意見を居宅介護サービス反映します。

## 13 虐待防止について

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定します。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 虐待防止措置等のため従事者に対し研修を実施します。
- (4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者へ周知徹底します。
- (5) 成年後見制度の利用を支援します。
- (6) サービス提供中に、利用者の家族による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 14 身体的拘束等の原則禁止

利用者又は、他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は行わないこととし、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記載します。

## 15 業務継続に向けた取り組み

- 1) 感染症（新興感染症含）等  
感染症の発生時に継続的にサービスを提供できる体制を構築するため、業務継続計画を策定し、対応力の向上を図ります。
  - (1) 感染症の予防およびまん延予防のための対策
  - (2) 感染症の発生およびまん延予防に関する下記の措置を行います
  - (3) 感染対策委員会の開催
  - (4) 感染症およびまん延予防のための指針の整備
  - (5) 感染症の発生およびまん延予防のための研修の実施
- 2) 自然災害、非常災害等の対策
  - (1) 利用者の居住区域において、何らかの大災害が発生した場合、情報に注意を払い速やかに、避難できる準備をはじめてください。ご自宅の地域で指定されている避難場所に避難することを考え、お身体の安全を確保してください。
  - (2) 大災害当日、当事業所と面談の約束があった場合、連絡をすることなく予定されている訪問を取りやめさせていただきますのであらかじめご了解をお願い致します。その場合、連絡手段の確保ができた時点で連絡を入れさせていただきます。また、避難中に介護の相談がある場合は遠慮なさらずご連絡ください。